

議案第4号

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について

提案理由

本案は、災害時における緊急避難や新型コロナウイルス感染症等の拡大防止対策として、職員の在宅勤務や労働時間について明確に規定するため、別紙のとおり規則の一部を改正することについて、理事会の決議をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員就業規則の一部を改正する規則
社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員就業規則（平成15年8月1日施行）の一部
を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務）

第14条の2 本会は、災害時における緊急避難や新型コロナウイルス感染症等の拡大防止
対策として、職員の求めに応じて在宅勤務を認めることができる。ただし、当該職員
の職務内容が在宅で行うことができる場合に限る。

2 前項の規定に基づき在宅勤務を行おうとする職員は、その所属する部署の課長又
は管理者を通じて、会長の承認を得なければならない。

第15条に次の1項を加える。

4 本会は、災害時等の社会的特殊要因への対応や新型コロナウイルス感染症等の拡大防止
対策のため、一定期間、それぞれの職員の事情に応じた始業・終業時間を指定するこ
とができる。この場合において、当該職員の労働時間が第1項に規定する所定労働時
間を下回るがあっても、当該指定の期間内は、所定労働時間どおりの勤務をして
いるものとみなす。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。